

無人航空機の飛行を伴う入林届の注意事項及び必要書類

注意事項

- ・富士山国有林内においては、一般者が私的な目的で無人航空機を飛行させることをお断りいたします。
- ・富士山国有林以外においても、立入禁止区域については無人航空機を飛行をお断りいたします。
- ・飛行予定範囲について、その他法令等の許認可及び周辺施設の許可が必要な場合は、飛行させることができるか確認のうえ、別途確認し許可が必要なものは取得すること。

入林届に必要な書類

- ・入林届「第73号様式」（無人航空機を飛行させる場合の入林届）
- ・飛行予定場所の図面及び飛行ルート図面
- ・使用予定の無人航空機が100g以上の場合は、登録番号の解る書面
- ・機種及び製品番号が解るもの（写真での可）
- ・地表より150m以上を飛行させる場合は、航空局の許認可の写し
- ・その他法令等の許認可及び周辺施設の許可が必要であった場合は、取得した許可証等の書面があればその写し

上記書類が提出できない場合は、飛行できる場所であっても承認できません。